

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【公開番号】特開2019-15642(P2019-15642A)

【公開日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-004

【出願番号】特願2017-134132(P2017-134132)

【国際特許分類】

G 01 C 15/00 (2006.01)

G 06 Q 30/06 (2012.01)

【F I】

G 01 C 15/00 1 0 5 Z

G 06 Q 30/06 3 5 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月15日(2020.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ターゲットを測量する測量部、前記測量部を制御する制御部、および通信ネットワークに接続された通信部を備える測量機と、

前記通信ネットワークを介して前記測量機と通信可能な管理サーバと、

前記通信ネットワークを介して、前記管理サーバに前記測量機に関する機能を追加するように指示する遠隔端末と、

前記通信ネットワークに接続された課金システムとを備え、

前記遠隔端末は、前記管理サーバに、前記測量機に関する機能の追加に相当する数量の仮想通貨を消費するように指示し、

前記管理サーバは、前記遠隔端末の指示に基いて前記測量機に関する機能の追加に相当する数量の仮想通貨が消費された際に、前記測量機に関する機能を追加し、

前記課金システムは、前記仮想通貨の数量に対応する課金データに基いて課金処理を実行し、

前記管理サーバは、前記測量機に関する機能において、第1の単位数量の仮想通貨を消費することで実行可能な回数または数量の上限を設定し、前記上限を超えた場合には、第2の単位数量の仮想通貨を消費することを特徴とする測量機の遠隔操作システム。

【請求項2】

前記管理サーバは、前記機能の有効期間を設定し、前記有効期間が満了した時に前記機能を無効化し、前記有効期間の満了を使用者に通知し、

前記管理サーバは、前記測量機に関する機能の単位有効期間に対して消費される前記仮想通貨の単位数量を設定し、前記単位有効期間の倍数で設定された有効期間に応じて前記単位数量の倍数の仮想通貨を消費することを特徴とする請求項1に記載の測量機の遠隔操作システム。

【請求項3】

前記管理サーバは、前記第1の単位数量は設定せず、前記上限までは、仮想通貨を消費せずに前記測量機に関する機能を実行可能とすることを特徴とする請求項1または2に記載の測量機の遠隔操作システム。

**【請求項 4】**

前記管理サーバは、前記測量機に関する機能の種類、使用する測量機の台数および有効期間のいずれかについて、仮想通貨を消費しなくても前記測量機に関する機能を使用可能な範囲を設定し、前記範囲の上限を超えた場合の、上限を超えた測量機に関する機能、使用する測量機の台数または有効期間に対して消費する仮想通貨の単位数量を設定することを特徴とする請求項 1～3 の何れかに記載の測量機の遠隔操作システム。

**【請求項 5】**

前記測量機に関する機能が、測量機のメンテナンス状態を管理するメンテナンス管理機能であることを特徴とする請求項 1～4 の何れかに記載の測量機の遠隔操作システム。

**【請求項 6】**

前記管理サーバは、メンテナンス設定として所定のメンテナンス作業が必要とされる日時をメンテナンス期日として設定し、前記メンテナンス期日到来前に事前通知を行い、前記メンテナンス期日が到来すると、メンテナンス期日の到来を通知する本通知を行い、前記メンテナンス設定が解除されると本通知が停止されることを特徴とする請求項 5 に記載の測量機の遠隔操作システム。